

環 対 第 4 2 2 号
令和4年12月27日

公益財団法人宮城県環境事業公社 理事長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



新産業廃棄物最終処分場整備事業環境影響評価方法書に対する意見について
(通知)

令和4年9月29日付けで送付のありましたこのことについて、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）第27条第1項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当

環境生活部

環境対策課 環境影響評価班

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

新産業廃棄物最終処分場整備事業 環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、黒川郡大和町において埋立面積約 13.28ha とする産業廃棄物最終処分場（管理型）を設置する事業であり、既に開発済みの土地（採砂場）を利用する事業であることから、一般的な開発事業と比較して、造成に伴う大気環境（粉じん、騒音、振動等）を含めた自然環境への影響が小さいことが想定される。

一方、対象事業実施区域（以下、「事業区域」という。）周辺は、大和町における主要な水田地域であり、大和町の第 1 次産業を支える地域として保全優先度が高い場所である。また、「都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域」として指定されている番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域が事業区域に隣接しており、当該地域の保全に留意する必要がある。

このことから、方法書の記載事項はもとより、後述する個別的事項を踏まえ、事業実施による周辺の自然環境や生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価した上で、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。

1 全般的事項

(1) 施設稼働後における事後調査の検討

本施設稼働後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき施設の管理がなされることになるが、予測の不確実性が高い項目については、必要に応じて事後調査を実施すること。

(2) 改正環境影響評価条例への対応

本事業は、令和 4 年 10 月 1 日より施行された改正環境影響評価条例（令和 4 年条例第 40 号）の適用は受けないが、公共関与事業であることを踏まえ、他の模範となるよう改正環境影響評価条例で新たに追加された事業計画概要書を公表することが望ましい。

(3) 調査、予測及び評価の手法

環境影響を調査するに当たっては、必要に応じて、選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する大和町及び隣接する大郷町並びに関係者に対して、環境影響に関する情報を丁寧かつ積極的に提供するとともに、事業計画に対する住民の理解の醸成を図ること。

2 個別的事項

(1) 悪臭による影響

本施設稼働後、気象観測から得られた風況のデータを基に、季節毎に風況に合わせた測定地点でサンプリングを行う等、事後調査の実施を検討すること。

(2) 騒音による影響

- イ 建設機械の稼働、廃棄物の埋め立てに係る騒音の予測において、等価騒音レベル(L_{Aeq})も調査、予測及び評価すること。
- ロ 現在、事業区域は採砂場として利用されているため、本施設稼働により現況よりも騒音レベルが改善される可能性がある。このことから、現況の騒音レベルを測定の上、現況と施設稼働後の騒音レベルを比較し、評価すること。また、その結果について、周辺住民に対して説明するよう努めること。

(3) 水環境に対する影響

- イ 環境影響評価項目に「水質」の「有害物質」及び「地下水の水質」の「有害物質」を含めて、調査、予測及び評価を実施すること。
なお、上記項目を環境影響評価項目として選定しない場合にあっては、その理由を準備書に明確に示すこと。
- ロ 浸出水の排水系統は下水道放流されるが、雨水排水系統については、対象事業実施区域周辺が水田地域であることを踏まえ、調査にあたっては、地点及び項目を周辺の水利権者等と調整を図った上で実施すること。

(4) 動物に対する影響

- イ 事業区域の周囲は森林やため池等に囲まれており、夜間の照明に小鳥やタガメが誘引され、管理棟の窓ガラスに衝突死する可能性が高いため、夜間の利用を避けること。窓ガラスについては、生息する鳥や昆虫に応じた対策を講じること。また、夜間の照明を低減する等の対策を検討すること。
- ロ カエル類の生息状況について、夜間の鳴き声調査を実施し、事業による影響について適切に予測及び評価すること。
- ハ 搬入路が位置する事業区域外の水田地帯での動物調査や事業の実施による轢死の影響調査を実施すること。
- ニ 事業の実施により、調整池への雨水の流入量の変化が予想されるので、水中・水辺の生態系への影響についても調査の対象とすること。